

「全国児童養護施設協議会倫理綱領」意見募集の結果 および第2次案策定にあたって

平成22年3月 全国児童養護施設協議会

◆ 全国244名のみなさんから意見をいただきました

「全国児童養護施設協議会倫理綱領」(第1次案)についての意見を、全国の各児童養護施設、および全養協ホームページで募集したところ、応募締切の2月28日(日)までに、全国の244名のみなさん(児童養護施設職員)から意見をいただきました。意見をいただいたみなさんに、あらためてお礼申し上げます。

同施設の複数の職員から意見が寄せられた例も多くあり、職員会議等での議論がうかがえます。いただいた意見は、別添のとおりです。

◆ 意見をふまえ第2次案を策定、5月の総会に提案します

いただいた意見は、3月上旬に開催した「倫理綱領策定ワーキンググループ」において分析しました。その上で、文章表現について第1次案の文章を修正し、別添のとおり第2次案として策定しました。

第2次案は、5月中旬に開催する「平成22年度 全国児童養護施設協議会総会」に提案し、協議します。

◆ 倫理綱領を具体化する「行動指針」の策定を検討

今回いただいた意見・質問の多くは、「具体的にこうしてほしい」「養育の実践の場で○○のような取り組みが必要」との声でした。

このため今後、倫理綱領の策定とあわせ、倫理綱領を具体的に解説し、児童養護施設の日々の養育の参考・目標としての「行動指針」の策定を検討する予定です。

全国児童養護施設協議会 倫理綱領 (第2次案)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会

原則

「役職員」から「役員・職員」に変更

児童養護施設に携わるすべての役員・職員（以下、『私たち』という。）は、日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。

すべての子どもを、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。

使命

私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの^{せいめい}生命と人権を守り、育む責務があります。

私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざします。

倫理綱領

1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます

一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性をもった養育を展開します。

「もっとも」を削除

2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします

自らの思いこみや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。

「もっとも」を削除

3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます

子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。

「保障します」を、「保障し、支援します」に変更

4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切にした支援をおこないます

関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます。

5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します

子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます。

6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます

いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。

7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります

自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります。

8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます

児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。

「地域住民」を「近隣住民」に変更

「地域福祉に積極的に参加し、協働につとめます」を、「地域福祉への積極的な参加と協働につとめます」に変更

9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます

施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。

10. 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上につとめます

子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます。

「公平」を「公正」に変更

2010年 月 日 制定

「項目1」について

No.	都道府県名	意見
1	青森県	私たちが子どもを養育する上で最優先にするのは「子どもの生命」を守ることが最優先ではないかと思えます。
2	青森県	「利益」という言葉を、別な言い方で表現してはどうでしょうか。
3	宮城県	“24時間365日”とありますが、職員の人数や体制により、必ずしも“出来る”ことは難しいのが現状です。この綱領が制定する前、もしくは後にでも職員対子どもの人数の比を、子を少なくして、かかわれる時間が多くなるように願います。
4	栃木県	「24時間365日の生活を通して」を削除してはどうか
5	栃木県	子どもの最善の利益を優先に考えるべきだと思うが、「24時間365日の生活」と詳細に書かなくても、「日々の生活」など大まかに書かれていないと職員がプレッシャーを感じる。
6	栃木県	24時間365日の生活を通して養育するには、職員がどれだけ子どもと同じ空間にいられるか？だと思います。現状の6対1の配置基準では、倫理綱領の一人歩きになり、現状(実態)とますますかけ離れてしまうのではないのでしょうか？
7	栃木県	「子どもの利益を最優先した教育」のなかでの、「最善の利益」という所は、とらえようによっては、非常に漠然としており、対応する職員によっては、いかようにも解釈、実行される要素が含まれる言葉ではないかと考えます。「利益」という言葉には、心の養育を離れ、「実益」主義的な響きがあります。
8	群馬県	①③に関して、自立支援計画を作成し支援を行っている内容があってもよいのでは
9	埼玉県	“子どもの利益”とは？ この綱領の重要課題は、「一人ひとりの子どもの最善の利益」をどう解釈し、実践へと結びつけていけるか、だと思う。経済的なものさしで「利益」=「得、利潤」と意味付けるのではなく、自分のものさしで考え、また、そのものさし自体に間違いはないか、日々研鑽することが求められるであろう。私自身は「最善の利益」=「子どもにとっての最大の財産」=「子どもの持つ意欲・活力そして自信」ととらえている。それらを少しでも引き出し、高めていく手立てを通して、子どもの自己実現や自立をめざす長い道のりを後押ししてあげるのではないかと考えている。
10	埼玉県	私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないますと表現していますが、 1.私たちは、子どもの健やかな成長と発達を最優先した養育をおこないます。 と言い表した方が、子どもを育てていく上で、適切な表現なのではないでしょうか 子どもの役に立つこと、ためになることを強調したことばで「利益」ということばで言い表しているのだと思いますが、養育している現場(職場)の私たちにとって、ニュアンスがずれているように思います。
11	東京都	親しみやすい単語・文章・表現を使っているのがわかりやすい
12	愛知県	24時間、365日の生活を通してと書かれていますが、職員の連携があって成立することだと思いますので、専門性を持った養育と共に「職員の連携」ということばを盛り込んではいかがでしょうか。
13	三重県	1と7は同じ内容が含まれているように思います。
14	三重県	「子どもの利益」というのは、表現ではやや抽象的な感がありますので、「専門性をもった養育」という部分での具体性を強調することが大事であると感じました。
15	岡山県	24時間365日の生活を通して → 毎日の生活を通して職員側としては少し重たい気がします。
16	広島県	私たちは、子どもの利益を最優先した養育 → 子どもの最善の利益を保障する 理由: 利益のみ優先することはあり得ない。全ての調和のとれた条件が整ってはじめて利益が生まれるものである。
17	香川県	子どもの利益を最優先した → 子どもの最善の利益を優先した(使命の中に“子どもの最善の利益”という語がある)
18	香川県	子どもの利益を優先した養育に努めるのは当然と思いますが、24時間、365日の養育となると志はもてても、実行のためには、指導員の人数を十分に確保していかなければ、長時間継続するのは難しいと思います。
19	佐賀県	子どもの利益を最優先したの項目のなかに、専門性をもった養育とありますが、抽象的ではないでしょうか？
20	宮崎県	個別ケアの必要性や、家庭的雰囲気の中での養育の中での信頼関係の構築、愛着の形成に触れる文言を入れた方がよいのではないか ・アフターケアについての項目はなくてもよいのか ・児童福祉分野においても社会的な認知度の低さや、社会全体のなかでの必要性というものが児童福祉従事者と一般の人では大きな力差があるように感じる。私たちで、社会的な地位を上げていく取り組みをすべきだし、そういった取り組みを通して児童福祉の充実もはかることができると思うので、そのことに関連した項目を作ってもよいのではないかと。

「項目2」について

No.	都道府県名	意見
1	青森県	「もっとも」は、使用しなくてもよいのではないかと思います。
2	宮城県	借しみなく愛情を注ぎ、子どもが甘えを自然に出せるような関係づくりを心がけること。
3	秋田県	「自らの思い込み」を無くしているのに「子どもとの信頼関係をもっと大切にす」とは、最初から信頼関係ができてることが前提という、思い込みの文章ではないでしょうか。「信頼関係を築くこと」が最重要ではないでしょうか。
4	秋田県	私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係をもっと大切にします。以下の文(自らの思いこみや偏見をなくし～)一文が長いため、内容がわかりにくく感じます。
5	栃木県	「自らの思い込みや」を削除してはどうか
6	栃木県	「あるがまま受けとめ」について、受容というより許容の印象があります。子どもの自我は発達段階にあると考えると理解に努め、気持ちを受けとめることは大切だと思いますが、社会で人とかかわって生きていくためには「あるがまま」は適切とは限らないように思います。全体的には、職員が心にふまえておくべきことが倫理として掲げられていると感じます。
7	栃木県	文中の「あるがままを受けとめ」を→「受容し」に訂正。「あるがまま」では幅が広すぎる。
8	栃木県	信頼関係をもっと大切に「の`もっとも`は必要でしょうか。(他の9項目もみんなもっともと思います)
9	東京都	多過ぎず、少な過ぎず、ちょうどよい
10	福岡県	子どもの理解、受容、信頼関係をもつことが、児童と職員間の一歩だと思う。でも入所時期も異なり、その上児童が環境、職員に慣れるまで、かなりの時間を要する。(あるがままの児童や意見の尊重を受容するまでなど) お互い信頼関係を築くためにも、個性、その児童のよさをみつけ育成していくことは大切なことでもあるが、困難さを感じる。
11	佐賀県	「信頼関係をもっと大切にします」の記述で、「もっとも」という語句をあえていれてあるとは思いますが、他の綱領には入っていません。子ども達と接していく上で、信頼関係は重要ですが、入れる必要があるのかと思いました。

「項目3」について

No.	都道府県名	意見
1	宮城県	意思決定できることは、生きていく上で重要な事だと思います。ただ、大切な重大な決定を子どもの段階でした場合、あやまった決断をしてしまうことも多くあることを考え、自分の事を真剣に考えてくれる大人の意見を聞くことも身に付けて欲しいところです。日常の小さな意思決定の経験も多く持つことにより、人生に関わる決定を丁寧にできるようになることを望みます。
2	宮城県	自己決定をすることで、自身の責任感を持てる子どもを育てていく。 上記を明記することでよりわかりやすくなるのでは、と思います。
3	宮城県	「説明責任をはたします」を漢字にする。
4	栃木県	「子どもが自己の見解を表明し」を削除してはどうか
5	栃木県	子どもの主体性を尊重するに当たっては、その自己決定が一般人としての常識として考えられるものであるよう、職員は気を配るべきと考えます。
6	群馬県	自立支援計画を作成し支援を行っている内容があってもよいのでは。
7	埼玉県	文言としては賛成ですが、中々18才未満の子供が自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定が出来る可能性の子どもは、そう多くないと思われる。この文の中に、それが出来るような手段を加える必要はないかと思います。
8	東京都	私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます。 → 子どもの自己決定と主体性を尊重し、責任のとれる人格形成に 主体性のある教育(養育)は、責任を伴うところまでを含むと考えます。 「選択・決定・実行・責任を負う(人のせいにならない)」 権利の主張は通しても、責任の教育が抜け落ちていると日々考えています。
9	東京都	指針の内容が適確。
10	大阪府	「私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます」に、援助や支援についても盛り込むべきかと思えます。子どもには、自己決定するだけの能力が十分に無かったり、主体性が育っていないこともありますので、大人による援助・支援が求められることがあるかと思えます。
11	大阪府	「子どもの自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を・・・」とありますが、自己の見解を表明できない子ども、子ども自身が選択が困難な子ども、意思決定が不可能な子ども等に対応するには大変困難なことではないか感じます。
12	香川県	一人ひとりの子どもとその個性を理解し → 一人ひとりの個性を理解し
13	熊本県	③の子どもの自己決定と主体性の尊重については、集団生活の中で、子ども一人一人の個性を見出し、自分自身の力で、自己を尊重して決定する力を養う事が子どもの支援をする中で、とても必要になってくると思うので、一番自分の支援の中で念頭におき、支援していきたい。
14	佐賀県	子どもが自己の見解を表明し・・・ → 子どもが自分の気持ちを表わし・・・など。 もう少し簡単な文章でもよいと思います。
15	佐賀県	今まで、子どもには伝えていなかった部分を子どもが必要とするなら伝えていかなければならないようになってきており、子ども自身も現実を直視し、考えて行く時代になったのだと実感しています。

「項目4」について

No.	都道府県名	意見
1	青森県	④⑤について 子どもが成長してくると「なぜ自分は施設に入所することになったのか？」という疑問にぶつかることが度々あります。しかし、とくに虐待を受けてきた子どもの場合、「子どもの知る権利」とは別に、職員の守秘義務だったり、子ども自身を傷つけないために事実を話せないということがあります。倫理綱領とは、別な問題なのかもしれませんが、このような子どもにとって、一番大切なところにも目を向けてもらえないでしょうか？
2	宮城県	「継続してささえます」の部分を漢字にする。
3	栃木県	「関係機関・団体と協働し」を削除してはどうか
4	愛知県	・私達は、子どもと家族との関係を大切にしたい支援を行います。 → <u>調整のための</u> ＜家族からの被虐待で入所となった児童の場合を考慮して修正＞ ・関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を継続してささえます。 → <u>との良い関係づくりに努めます。</u> ＜同様に、被虐待ケースの場合を考慮して修正＞
5	香川県	関係機関、団体と協働して家族との関係調整の支援を行うことであるが、関係機関どうしの責任転嫁が頻繁にみられるケースが多い。 「社会で子どもを育てる」との風潮が定着しつつあるなか、行政側の意識改革が必要では？問題を「たらい回し」にせず、真摯に最後まで問題解決に取り組むシステムの構築と姿勢が必要と思われます。
6	宮崎県	家庭支援の部分とのからみがあるかと思われませんが、施設に長期入所することが予想される児童や、現に長期入所している児童への対応について、家庭的な生活環境の保障といった側面からの文言がほしいと思います。

「項目5」について

No.	都道府県名	意見
1	北海道	保持します → 遵守します
2	青森県	子どもが成長してくると「何故自分は施設に入所することになったのか？」という疑問にぶつかることが度々あります。しかし、とくに虐待を受けてきた子どもの場合、「子どもの知る権利」とは別に、職員の守秘義務だったり、子ども自身を傷つけないために事実を話せないということがあります。倫理綱領とは、別な問題なのかもしれませんが、このような子どもにとって、一番大切なところにも目を向けてもらえないでしょうか？
3	栃木県	「安全安心な」を削除してはどうか
4	栃木県	追加で、職員でなくなった場合、退職した後もプラジャシー・秘密の保持を継続して行うことを加えてみてはいかがでしょう。加えることで第三者や当事者に安心を与える感じがします。

「項目6」について

No.	都道府県名	意見
1	青森県	「～差別・虐待を許さず」に関し、姿勢としては同感ですが、施設職員としての職務からみて「～虐待から守る」という意識を強く持っています。補足文章の最後に“擁護”と入るので同じことなのかもしれませんが、補足文章の中にも“許さず”とあるので、役目を表現する言葉の方がよいように感じました。
2	青森県	「許さず」は、「等」にするか、つけない方がよいのではないのでしょうか。
3	栃木県	「決して」を削除してはどうか
4	栃木県	「許さず」という言葉に敵対のような印象がある。差別・虐待は問題ですが、もう少し、加害者側へ寄り添うような表現はないだろうか。
5	埼玉県	私たち職員が子どもを差別、虐待、人権侵害を行わないのはもちろんだが、子どもどうしで行われるそれらの問題を解決することが難しい。 いつまでも解決せずにいると、それは間接的に問題に関わっていることになるのではないだろうか。
6	東京都	「被措置児童に関する不適切な関わりをしない」等のふみ込んだ言葉も必要かとも思いました。
7	宮崎県	全体をみて、体罰についての記述が全くない。体罰が禁止され、施設内虐待が法制化された現在、暴力に頼らないしつけ、教育をしていくことをどこかに記述しておくことが必要でないかと思う。 例えば、6項目目に入れて検討して頂きたい。 (例)6.私たちは、子どもへの差別・体罰・虐待・人権侵害を決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。※体罰は、虐待に含まれると考えるが、はっきりわかる形で出した方がよいと思う。

「項目7」について

No.	都道府県名	意見
1	青森県	「はかります」は、「つとめます」ではどうでしょうか。
2	宮城県	「向上をはかります」を漢字にする。
3	栃木県	「自らの人間性を高め」を削除してはどうか
4	栃木県	専門性の向上について、何をして向上をはかるのか、具体的に示した方がよいと思いました。
5	栃木県	子どもたちの指導者(支援者)として、常に専門性の向上をはかろうという自覚にもつながります。
6	栃木県	「自らの人間性を高める」とありますが、職員自らの人間性の向上は、子どもたちによってなされるものではない。子どもたちの力でされてはいけないと思います。 職員自らの人間性を高めるためには、子どもを利用してはいけないと思います。
7	大阪府	専門性向上のための自己研鑽は、日々忙しい業務の中で忘れがちになってしまっていました。が、子どものための最良の養育を行うためには、怠ってはならないものだとは再認識できました。 全項目共、児童養護施設に携わる職員にとって必要なことを押さえられていると思います。
8	香川県	7か8に職員どうしの協働、助け合い、支え合いの協力体制があればいいと思う
9	熊本県	7.「私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります」について 今、施設で、発達障害の子どもも増え、子どもたちへの対応がとても難しくなっていると思います。 そんな中で、1人1人の課題に対して、どんなかわりや支援方法がよいのか、学び、実践していくことは、正直、とても難しいと思います。目の前のことにも一生懸命取り組み、日々の生活をすごしていくことで、精一杯の状況です。 もっと、職員1人1人の専門性を磨き、向上させるためには、人数と時間的ゆとりが必要だと思います。

「項目8」について

No.	都道府県名	意見
1	青森県	地域社会を連携していくという視点では、9と同じような感じを受ける
2	栃木県	8と9は地域の連帯が希薄になってきている。これからの社会でとくに重視していただきたいと思います。
3	栃木県	「児童相談所や」を削除してはどうか
4	栃木県	子どもたちの将来の自己表現や自立のために、施設内で生活が完結するのではなく、さまざまな機関や地域とのかかわりも大切だと感じています。「8」や「9」は、今後も重要であると思います。
5	愛知県	同じ地域社会に携わっているのでまとめてもよいのではないのでしょうか。10の説明書きは、他に比べて長い ためか、読みにくく、頭に入ってこないように感じました。
6	香川県	「ボランティア」の後に「里親会」も入れたらどうか
7	熊本県	倫理綱領の8ですが、施設外との連携も大切ですが、施設内での職員どうしの連携がとれていないと、外との連携もうまくいきません。行動指針に、職員どうしの連携ということもいれてほしいです。

「項目9」について

No.	都道府県名	意見
1	北海道	協働 → 協同(力・心を合わせて事に当たる)
2	宮城県	子どもの権利がしっかりと守られ、このような倫理綱領ができたことは、私達も子どもに関わる前に、一度これまでのケアを振り返り、本当に子どものためには？と考えるいいステップだと思いました。 9の項目は、近い将来にこのような役割も兼ね備えられるようにならないといけないのでしょうか、各施設のとりくみや、文化、地域となかなかひらかれないところも多いでしょうし、ここで掲げられてしまうと、現実にはともなわないものになるのではないのでしょうか。 また、子どもの虐待については、この項目は、児童相談所が積極性を出すようなところでもありますし、施設だけではなく、児童相談所も同じようなとりくみをはかっていくものではないのでしょうか？
3	栃木県	「地域社会に協力することで」を削除してはどうか
4	東京都	地域福祉への協力が、使命と結びつきにくい。子育て支援の対象は、地域の子どもとその養育者のことだろうか？
5	愛知県	「専門知識と技術、及び機能を活かし」としては、どうでしょうか。
6	大阪府	私たちは、地域福祉に積極的に参加し、協働につとめます」というのは、できたらよいことだと思いますが、なかなか実現させるのは難しいと思います。
7	岡山県	地域社会に協力することで → ～と協力し合うことで お互い助け合うことが大切なのは
8	香川県	「に」が多く、読みづらい。
9	佐賀県	子育て支援とあるが、児童養護施設が地域の子育て支援を行うということは、難しい部分があると思う。地域との交流を積極的に行い、子どもたちの支援を地域と協力して行えるようにするなどの内容の方が、施設としてはあっているように思う。

「項目10」について

No.	都道府県名	意見
1	秋田県	使命の一文にある安全、安心という言葉を入れたらどうだろう。
2	栃木県	そのための条件充実を社会に訴えるべきである。 ※これらの充実整備環境実現のための提言を含むべきである。
3	栃木県	一行目の`施設運営に責任をもち`は、入れない方が全体のまとまりがよいように思います。
4	群馬県	施設の安全、衛生面などふれてみてはどうか苦情対応の記述があってもよいのでは。
5	埼玉県	公平な施設運営とはどういう事であるのか私なりに考えたが、「誰の視点で」によって異なるであろうし、この点は漠然としているように思われる。むしろ「公正」とした方が、法令遵守がイメージできてよいのではないだろうか。 今までの行き過ぎの反省からではないかと思うが、施設の教育機能について述べられていないように思えた。
6	広島県	子どもの健康、及び発達のための施設環境を整え、施設運営に責任をもち → 取る

その他の意見

No.	都道府県名	意見
1	北海道	綱領として10項目をあげましたが、項目が多いという印象です。適切な表現を用いて似たような意味合いを持つ項目(8,9)および子どもとの関係性に着目した項目については(1,2,3,5,6)すべて大切な項目ですが、集約してはいかがでしょうか。行動指針では具体的にになるとと思いますので、活かすことができるように思います。
2	北海道	項目が多いような感じがしたが、わかりやすく明確であると思いました。
3	北海道	項目数は多いように感じましたが、どれも誰が読んでもわかりやすく簡潔にまとめられていると思います。
4	青森県	一つ一つの項目が簡潔でわかりやすくてよい。 時折読み返すことで、気持ちを新たに持って業務に励むことができると思う。
5	青森県	子どもの最善の利益という言葉が3か所に出て来ていますが、別の表現ができないかと思いました。
6	青森県	施設での養育の基礎になるものを、全職員が確認、認識できることはよいと思います。
7	青森県	全項目、明確で簡潔な内容でわかりやすいと思う
8	青森県	全体的に文章がわかりやすくてよい
9	青森県	わかりやすく、簡潔でよいと思います。
10	青森県	文面もわかりやすく、簡潔でよいと思います。
11	青森県	案のとおりでよいと思います。
12	宮城県	「私たちは…」という書き出しで、主体的に考え、実践する姿勢を願った倫理綱領と受けとめました。 “やらされる”思いではなく、専門職として“やる”バックボーンにと思い、賛成です。
13	宮城県	子どもたち一人ひとりの自立について、職業訓練や基本的な社会性を身につけていくことを支援するための項目があれば良いと思います。
14	宮城県	全養協執行部として何かをしたいという気持ちはわからないでもないが、この倫理綱領は何なんだ。 日本には「憲法」があって「児童憲章」そして「権利条約」もあり、全養協には「チェックリスト」まであるのに、何でまた「倫理綱領」なのか。内容はどこかで聞いたような見たような文句が並んでいて、言葉の寄せ集め文集をつくって、ワーキンググループなどともよくも恥ずかしくないもんだと感心する。 よほど暇なのか、自分の首を絞めるようなことばかり考えていないで、われわれは次代を担う子どもたちの育成をしっかりとする責任があります。施設で生活している子どもたちは、われわれの責任において、将来の社会貢献が期待できる人間として育成しなければなりません。 大体にして「子どもの最善の利益」と言うけれど、何が最善の利益と考えているのかだ。カッコいい言葉を並べているだけではないか。「子どもの意見の尊重」「子ども自身の意思決定」等々、単純に言えば、大人は何もしないということではこんな楽なことはない。将来を見据えて、今、子どもたちに何をやってやるか、何をやらなければならぬのか知恵を出しあってほしいもの。 こんなことに金をかけているのは会費の無駄使いですよ。全養協の活動の転換を期待したのに残念です。だいたいにして、倫理綱領など作っているところは何らかの課題・問題があったところが多く、仕方なく作らせたもので、失礼だけど、そんなところの人間が集まって作るなんて不思議。キチンとしているところが集まって考えるならいくらわかるけど、周囲に責任転嫁はなしですよ。 必要と感じる施設があれば、それぞれが自分の分だけつくればよいことで、余計なお節介というもの。
15	宮城県	子どもの最善の養育をめざす私たちの意向が、簡潔に理解しやすい文章表現でとてもよいと思います。
16	秋田県	[使命] 自立のために継続的な援助を保障する養育を行い……→ 継続的な援助は必ずしも保障できないと思います。

17	秋田県	倫理綱領への意見が集まりしだい、集計して意見の内容を細かく発表して欲しいと思います。(施設名は記入せず)また、どのような内容の意見が多かったのかも発表してほしい。
18	秋田県	子どもの権利条約に沿った内容になっていると思われしますので、よいと考えます。
19	秋田県	倫理綱領に掲げられている内容については、大変すばらしいと思いますが、実現するための具体的なマニュアルがなければ、意味がないように感じます。施設の現状(各施設によって就業体制がバラバラ)、職員不足を含む勤務体制の改善、及び適正化がなければ、倫理綱領の実現にはいたらないと思います。また、関係機関との連携についても、お互いの熱意がたりないように感じます。
20	秋田県	内容をもう少し具体的にわかりやすくした方がよいと思います。
21	秋田県	子ども、地域との連携、職員の専門性について、大きな柱となるものが明記されている。
22	秋田県	第1次案の内容、項目でわかりやすく、よいと思います。
23	秋田県	子どもの権利条約等を充分ふまえた内容だと思います。
24	秋田県	関係機関や、地域住民・ボランティアと連携しながら、子どもにいろんな経験をさせて、子どもの成長を見届けているので、今後も地域住民との交流を深めていければいいと思う。
25	秋田県	この内容に賛成です。
26	秋田県	策定に向けた作業は、現場の声も反映してほしい
27	栃木県	全体に良好だと思います。 特に、8と9は地域の連帯が希薄になってきている。これからの社会で特に重視していただきたいと思います。
28	栃木県	子どもたちを守るということで考えれば、このような項目で有効だと思います。倫理綱領について…子どもたちに対してだけで一方通行になっており、日々悩みながら努力して支えている大人(職員)の側にも視点をあてた項目・内容が盛り込まれていると安心できると思われそうです。
29	栃木県	具体的に何を行うか書かれていないため、とてもわかりにくいと思います。誰のための文書なのか、わかりません。
30	栃木県	子どもたちの将来の自己表現や自立のために、施設内で生活が完結するのではなく、さまざまな機関や地域とのかかわりも大切だと感じています。「8」や「9」は、今後も重要であると思います。また、「7」は、子どもたちの指導者(支援者)として、常に専門性の向上をはかろうという自覚にもつながります。
31	栃木県	全般にわたり、色々な方面に配慮された「倫理綱領」であると思われそうです。
32	栃木県	長期間、人権にかかわる活動をしてきた立場からは、遅きに失した感があります。とくに子どもの人権に関しては、胎内児も含めての子どもの人権に配慮した倫理観は、国民一人ひとりが強い信念に基づかなければならない。早急な綱領の制定を強く求めます。
33	栃木県	[使命] 子どもの成長と発達を育み、継続的な保障をする養育、及び自己実現と自立のためにと子どもの最善の利益の実現の意味が重複？簡潔にしてはと思います。
34	群馬県	・全体的に理解しやすいとの意見が多い。 ・原則で国際基準に関する(世界人権侵害、国連)名称も出てくる。外国籍の入所ケースもある。
35	群馬県	第1次案の内容・項目でよい。(この10項目でよいと思います)本施設において、職員全体で小人数でのグループにおいて検討しました。
36	埼玉県	原則の項目で「日本国憲法、～略～、子どもの権利に関する条約、～略～、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します」とあります。このなかで、子どもの権利に関する条約は国家間の取り決めであり、遵守義務は国家のみあります。条約というものは個人や民間団体レベルでは、遵守も違反もできないので、原則にある文末は「～にかかげられた理念を尊重します」というような表現の方が適切かと思います。

37	埼玉県	子どもの「最善の利益」「個性を理解」や、職員に対する「自らの思いこみや偏見をなくし・・・」「専門性の向上」「自己研鑽」など、実際に実行に移せるためにも、各都道府県や、各施設等において、職員に周知、徹底」、実践できる仕組みが必要だと感じる。
38	千葉県	施設で働く職員の項目はないのか？ 職員が心身ともに健康であったの子どもへの養育であると思うから
39	東京都	・法令などの遵守、職員相互の協力体制が少ない。 ・もっと厳しい口調で言い切る方がよい(～しなければならぬ、～する) ・小見出しをもっとシンプルにすると、よりわかりやすくなると思う。
40	東京都	原則に「すべての役職員」とあるが、役職以外の職員も対象となると思えるので、「すべての役職員及び職員」などの方がよいのではないのでしょうか。 原則の法文等のならびに関して、「世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、日本国憲法(以下提案どおり)」の順がよいのでは。世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約が世界的に普遍的基準ではないかと考えるからです。 「養育」という言葉を「援助」とする。養育と言う言葉は「育てる」という狭い概念と思える。一般的な育てるという概念をこえてかかわる必要があると思えるから。ソーシャルワークという視点からも「援助」がすっきりする。 福祉の施策や福祉制度の向上を求める活動などのソーシャルアクションを盛り込まなくてよいのでしょうか。とくに児童養護は当事者が声を上げにくい状況にあると思える。
41	東京都	わかりやすい言葉を使っていてよいと思いました。
42	東京都	このままの文章でよいと思う。一つ一つ短い文章になっているので理解しやすい。
43	東京都	重要な点を10コにまとめていてわかりやすい。
44	東京都	①親しみやすい単語・文章・表現を使っていてわかりやすい ②項目が多過ぎず、少な過ぎず、丁度良い。 ③指針の内容が適確。 総合して大変よくできていると感じました。
45	東京都	とてもわかりやすく、重要な点を押さえていると思います。 10コにまとめていることで、多すぎず、覚えやすいと思います。
46	東京都	案に反論があるわけではないが、子どもの権利が守られ、安心して安全に生活できるようにすることを第一に考えたいと思う。
47	東京都	子どもどうしのトラブルや、子どもが他の子どもによって安全を阻害されることへの記述はないが、とくに考慮する必要はないのだろうか。子どもたちの生活を思うと、他の子どもたちとのかかわりが大半となっているので、その点についても倫理綱領に加えていただけたらと思います。
48	東京都	簡潔に文章がまとめられており、内容にそって考え、行動することができると感じた。
49	東京都	各項目が簡潔にまとめられており、わかりやすい。
50	東京都	子どもの自己表現を自己決定させたいと思うが、それだけでなく、視野を広げられるような支援も行いたい。
51	東京都	わかりやすくまとまっているのでよいと思います。
52	東京都	子どもの利益を第1に考えられた倫理綱領だと思います。 また、子どもたちにかかわる人々についても書かれており、地域社会とのかかわりもあるので、閉ざされた感じではなく、さまざまな人たちが「子どもを見ている」そういった印象があつてよいと思いました。
53	東京都	倫理綱領が10項目と整理されており、1項目ずつまとめてあるので、とても読みやすく、理解も早くできた。 ※各項目に対する意見はとくになし
54	東京都	わかりやすく項目が分類されており、よいと思います。
55	東京都	文章の簡易化。もう少し簡単な文章であれば、読み、内容の理解がスムーズになると思います。施設職員のなかでも、前職が福祉と何らかにかかわりがなかった人もいます。福祉に携わっていなかった人であっても、内容の理解を容易にするためにも、文章の簡易化は必要ではないかと思えます。

56	東京都	文章等は簡潔にまとめられていると思います。 人それぞれ読んで感じるものが違うので、これを基に、もう少し内容を詳細にしていく必要があると思われます。
57	東京都	文章がわかりやすくまとめられているのでよいと思いました。また、適度に表現に幅をもたせてあるので、どの施設にもあてはまる内容となっているのがよいと思いました。
58	長野県	P2原則「私たち」は役職員でなく、事務・厨房・管理当直等々を含め、全職員であるべきものとする。 (P5の3 1番上の○と矛盾している)
59	福井県	原案に賛成します。
60	愛知県	職員会議にて全職員に配布させていただきました。10項目に簡潔にまとめられ、好評でした。
61	愛知県	子どもの養育においては、尊重され、養護される一方で、成長のための困難辛苦は必要であり、倫理的な面、道徳的な面からの教育指導の項目を盛り込むべきではないかと思えます。生活ルール、しつけについてはとくに必要ではないかと思えます。
62	三重県	どの項目もよく考えられていて、大切なことばかりだと思います。
63	三重県	多くもなく、少なくもなく、ほどよいテーマ数で簡潔であると思います。
64	三重県	倫理綱領の考え方としての簡潔な記述というのが、とてもわかりやすく感じました。
65	三重県	簡潔にまとめられているので、わかりやすく覚えやすいと思います。また、簡潔にまとめられている分、施設内で活用できる幅が広がると思えます。
66	三重県	簡潔でわかりやすいと思います。
67	大阪府	「倫理綱領」算定は大変結構なことで、むしろ遅すぎるくらいです。 使命の中の2行目「生命(せいめい)」を「生命(いのち)」としてもよいのではないのでしょうか。
68	大阪府	[原則]の3行目 児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。理念はよしとして、30年以上も前に「定め」をよりどころとする点に違和感がある。最低基準そのものが改善されればよいのだが・・・
69	大阪府	10項目は理想で大切な内容だと思いますが、現実的に、子どもと接して`実現しなければならぬ`と思うと厳しい面もあると思います。そして、表現が難しく、具体的にどうすればよいかわかりにくい項目もあります。
70	大阪府	今まで子どもの成長・発達を考えて養育を行っていた気持ちでしたが、こうして文章としてあげられた項目を読んでいると、自分自身の力不足を感じると同時に、がんじがらめにあっているような印象をもちました。一つ一つの項目の重要性は理解できるのですが、子どもの生活を考えると、もっとやわらかな表現の方がよいと思いました。
71	大阪府	どれも大切なのはわかるのですが、子どもからの暴力等からは、職員はどう守られるのですか。 (倫理綱領からずれるかもしれませんが)
72	大阪府	努力目標として大事だとは思いますが、そこにどれだけ近づけるのかという不安も大きいです。
73	大阪府	入所児童の自己実現と自立のための援助を日々行いますが、そのための指針となるよき綱領だと思います。
74	大阪府	倫理綱領にしたがって子どもたちと接することが、一番よいケアにつながると思いますが、実際に子どもたちと生活をともにしていると、この綱領を実現することは難しいと感じました。しかし、この綱領があることで、自分のケアを振り返り、反省することはできると思えます。
75	大阪府	10項目とも守っていかなければならないとあらためて感じました。`地域福祉に積極的に参加し、協働に努める`ということがなかなかできないので、実践できるよう考えたいです。

76	大阪府	そうあるべき、そうありたいと思う理想の内容だと感じましたが、現実子どもたちをみていると、理想だけでは対応できないことが多くあるとも感じています。しかし、その理想をめざしてよりよい子どもたちとの関係やかかわりの質を高めていく必要があると思うので、現実と理想の溝を埋めていくように努めていきたいと思いました。
77	大阪府	「子どもの可能性を保障する」といった内容も必要だと思います。
78	兵庫県	私たちの事業の推進運営のためには、地域の信頼を確立することが必要です。時折、事業者の不正行為なども報道されますが、これは事業者の人格にもかかわるものと思えます。そのために、事業者の人格形成の大切さも項目として掲げていただきたいと考えます。 例『私たちは常に広い分野で自己研鑽をはかり、人格形成に努めます』
79	兵庫県	倫理綱領に対しては、全く意見はありません。 個人への養育をとおして自己決定ができるまで成長するためには、時間はかかります。子どもをめぐる環境は変わってきました。大学を出ても就職できない現実、ましてや、高卒、中卒なら何をか言わんやです。
80	岡山県	内容が重複したような部分もあり、10項目は多いように思います。子ども、家族、職員、地域、運営の5項目でいいのではないのでしょうか。具体的な内容・目標は行動指針で示していただければよいと思います。
81	岡山県	「子どもに深い愛情を注ぐ」という一言を取り入れてほしいです。
82	香川県	項目に関してはとくにありませんが、子どもたちと普通にかかわっていくなかで、結果的に達成されるように努力していきたい。最初から、これもしなくては、あれもしなくてはというのであれば、なかなか難しい。個人でできないところは、チームでカバーするという方法も考えて実行していくことが大切だと思う。
83	香川県	全項目十分と思います。
84	香川県	案では、専門性も強調する点が強いように思われる
85	香川県	[原則] 5行目: 性別 → ジェンダー 身体的・精神的状況 → 身体的・精神的及び知的状況
86	佐賀県	とくに見直し等の意見はありません 10項目全て簡潔にまとまっており、短時間で確認することができ、本当によくできていると思います。
87	佐賀県	よくできていると思います。
88	佐賀県	倫理綱領のとおり支援していけるよう努力したいと思います。
89	佐賀県	どの項目も理解しているつもりですが、実際にすべてできているかと問われると不安になります。制定された際には、毎日確認を行う等活用していきたいと思います。
90	佐賀県	子どもたちを育むために、施設職員が余裕をもって仕事ができるような環境づくりもできればと思いました。
91	佐賀県	わかりやすく、また、どの項目も納得できる内容だと思う。
92	佐賀県	目標が高すぎて、現実とのギャップが大きいのでは
93	佐賀県	[原則](1行目) 児童養護施設の業務に携わるすべての役・職員・・・ [使命] (1行目)安全で安心な (2行目)責務を有します (3行目)発達を見守り
94	長崎県	使命の文章の中に「継続的な援助を保障する養育」、また④の文章中に「継続して支える」という言葉がありますが、その「継続」というのは、アフターケアを含めたうえでの継続かどうか、という点をはっきりさせておく方がよいと感じます。
95	熊本県	考えに賛同します。 現場で働く者にとって、大きな方向性が明確化されることは、心強いです。

96	宮崎県	<p>現在の日本では、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを産み育てることができ、社会ではなくなってきたように思えます。尊重されるべき存在であるはずの子どもたちに対して、もっと行き届いた支援がなされるべきではないかと思えます。</p> <p>将来は、地域のなかで、親族や隣近所が協力しあって子育てにかかわってきたものが、核家族化にともない、地域社会における交流の場が減り、近所や親戚の子どもへの面倒を見る機会もなく、家庭が孤立しているという現状があるのではないかと思えます。</p>
97	宮崎県	<p>子ども自身の自主性、積極性、倫理を育てる手助けをするという項目を入れてほしい。子どもを守り育てるのではなく、育つ力を守るという形の倫理綱領であってほしいと考える。</p>